

食安輸発0819第1号
平成25年8月19日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(タイ産生鮮グリーンアスパラガスの検査命令免除対象輸出業者の削除)

標記については、平成25年3月29日付け食安輸発0329第1号（最終改正：平成25年8月14日付け食安輸発0814第5号）により通知したところです。

今般、輸入時のモニタリング検査の結果、下記の登録輸出業者が輸出した生鮮グリーンアスパラガスから基準値を超えるアトラジンが検出されたことから、当該輸出者より輸出されるグリーンアスパラガスにあつては、EPNに係る検査命令を実施するようお願いします。

記

JALUX ASIA LTD.

<違反事例>

1. 品 名：生鮮グリーンアスパラガス
2. 生産国：タイ
3. 輸出者：JALUX ASIA LTD.
4. 検査結果：アトラジン 0.04ppm（基準値：0.02ppm）
5. 検疫所：成田空港検疫所(届出受付番号：第21125957980-2)
6. 輸入者：株式会社 JALUX